

事業主殿

一般社団法人 最上労働基準協会長

### 安全衛生推進者養成講習会の開催について

労働安全衛生法第十二条の二の規定により、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者の選任が義務づけられております。

この度当協会では、安全衛生推進者の資格を得る為の講習会を実施致しますので、50人以上の事業場にあっても、さらなる安全衛生管理体制の充実につながるものとして安全管理者、衛生管理者の補助者としても、受講されることをお勧め致します。

是非、この機会に、受講されますようご案内申し上げます。

#### 記

- 日時 令和元年10月3日(木) 9時～17時  
令和元年10月4日(金) 9時～12時
- 会場 山形県建設業協会最上支部(最上建設クラブ)  
新庄市金沢1810-10 (TEL0233-22-1169)
- 講習内容 ①安全管理 …2h ④健康の保持増進対策…1h  
②危険性又は有害性等の調査及び …1h  
その結果に基づき講ずる措置等…2h ⑤安全衛生教育 …1h  
③作業環境管理及び作業管理 …2h ⑥関係法令 …2h
- 受講料 基準協会会員 13,000円 会員外 16,000円(テキスト代含む)  
\*昼食代は含まれておりませんので、各自ご準備下さい。
- 申込期限 9月25日(水) 必着でお願いします。  
★申込書により受講料を添えて直接申込、或いはFAXでの申込みの場合は、受講日3日前まで受講料を納入して下さい。

このまま送信してください

#### 安全衛生推進者養成講習会申込書

氏名(ふりがな)	生年月日	現住所

\*上記の通り 名分 円の受講料を添えて申し込みます。

令和元年 月 日 事業場名  
所在地  
電話

(一社)最上労働基準協会 行(TEL・0233-22-0942 ★FAX・0233-23-3845)